

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給している。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。 具体的内容は、 ①新規の認定請求書を受理し、認定 ②手当額が改定になった場合の改定処理 ③手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じた場合の処理 ④一部支給停止適用除外事由届出に係る処理
③システムの名称	児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表 56の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） 番号利用法第19条第8号 別表 56の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条 （特定個人情報の提供） 番号利用法第19条第8号 別表 56の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部青少年・こども家庭課
②所属長の役職名	青少年・こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県 生活環境部 県庁ふれあい課 情報公開個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2718
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県 こども未来部 青少年・こども家庭課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2707
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットによるマイナンバー取得を行うのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受けその上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また申請者からマイナンバーが得られない場合は戸籍などの提出書類を紙で提出を求めることとしており、マイナンバーは原則本人からの提供のみとしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限については、担当職員に必要な範囲で限定して付与されるように設定されており、アクセス権限を持つ職員ごとにID、パスワードを設定し適切に管理している。 また、専用端末へのログイン時にはそれぞれ登録した静脈認証を行いログインし、離席時のログアウトを徹底して行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5②所属長	次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室長 日下 浩一	次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室長 東條揚子	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	I 8連絡先	徳島県県民環境部次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室	徳島県県民環境部次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 5①部署	県民環境部 次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室	次世代育成・青少年課こども未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 5②所属長	次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室長 東條揚子	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 脇田喜見枝	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 7請求先	徳島県 監警局 監察課 情報公開個人情報担当	徳島県 監警局 監察課 ふれあい交流室 情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 8連絡先	徳島県県民環境部次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室	徳島県県民環境部次世代育成・青少年課こども未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5②所属長	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 脇田喜見枝	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 石垣久美子	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7請求先	徳島県 監警局 監察課 ふれあい交流室 情報公開個人情報担当	徳島県 監警局 監察課 情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島県 監警局 監察課 情報公開個人情報担当	徳島県 監警局 監察課 評価課県庁ふれあい室 情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 ①部署	県民環境部 次世代育成・青少年課こども未来応援室	未来創生文化部 次世代育成・青少年課こども未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 ②所属長の役職名	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 石垣 久美子	次世代育成・青少年課こども未来応援室長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 8 連絡先	徳島県 県民環境部 次世代育成・青少年課こども未来応援室	徳島県 未来創生文化部 次世代育成・青少年課こども未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 4②法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号、第3号及び第4号、第19条、第12条第3号、第12条、第19条、第35条、第36	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月30日	I 4②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 別表第二 57の項 番号利用法第19条第7号 別表第二	番号利用法第19条第8号 別表第二 57の項 番号利用法第19条第8号 別表第二	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 4②法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表第一 37の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表 56の項	事前	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 4②法令上の根拠	（特定個人情報の照会） 番号利用法第19条第8号 別表第二 57の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31条	（特定個人情報の照会） 番号利用法第19条第8号 別表 56の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 4②法令上の根拠	（特定個人情報の提供） 番号利用法第19条第8号 別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2	（特定個人情報の提供） 番号利用法第19条第8号 別表 56の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 5 ①部署	未来創生文化部 次世代育成・青少年課こども未来応援室	こども未来部青少年・こども家庭課	事前	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 5 ②所属長の役職名	次世代育成・青少年課こども未来応援室長	青少年・こども家庭課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 7 請求先	徳島県 監警局 監察評価課県庁ふれあい室 情報公開個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2024	徳島県 生活環境部 県庁ふれあい課 情報公開個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2718	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 8 連絡先	徳島県 未来創生文化部 次世代育成・青少年課こども未来応援室 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2715	徳島県 こども未来部 青少年・こども家庭課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2707	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 1いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 2いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。